

大阪市告示第59号

大阪市立法円坂駐車場及び大阪市立塩草地下駐車場について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年1月19日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
法円坂 駐車場	1号 ・ 2号	午前0時から 午後12時まで	駐車時間30分まで ごとに350円	— 入庫後駐車時間 24時間までごと に1,700円
塩草 地下駐車場		午前0時から 午後12時まで	駐車時間30分まで ごとに350円	— 入庫後駐車時間 24時間までごと に900円

時間帯当たり1回の駐車についての上限額の設定がある駐車場については、連続する駐車において一時駐車料金の額が当該上限額に達しない時間帯が複数ある場合の当該各時間帯に係る一時駐車料金の額は、一時駐車料金の単価が同額である時間帯の駐車時間を合算して、この表（時間帯当たり1回の駐車についての上限額に係る部分を除く。）の規定により算出する。

備考

この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。

2 実施年月日 令和 8 年 2 月 10 日 から

(建設局道路河川部調整課)